

スペイン・カタルーニャ自治州における景観政策の新展開 —「景観目録」の作成に注目して—

A new phase in the landscape policy in Catalonia, Spain:
— Focusing on the creation of the Landscape Catalogues —

齊 藤 由 香

Yuka SAITO

I. はじめに — ありふれた景観への注目 —

「ヨーロッパの景観は美しい」と評されるように、ヨーロッパでは伝統的に景観に対する意識が強く、その保全に関する制度的枠組みが各国で整備されてきた。しかしながら、これらの制度の多くは自然景勝地や歴史的建造物といった特定の景観を保護するものであったり、あるいは都市計画の一環として景観規制を行うものであったため、その対象から外れた地域では景観を損なうような開発行為が相次いで行われた。その結果、とりわけ戦後の都市化と工業化の波を受けて無秩序な宅地開発や工業立地が進展した都市近郊地域や、観光リゾート開発の対象となった沿岸地域や山間地域では、深刻な景観変容を経験することになった (Tarroja Coscuella, 2008, 240)。

このような景観変容の背景には、保全地区以外の景観に対する政策的対応が遅れていたことに加え、これに対する人々の関心がほとんど払われなかったことも深く関わっている (Nogué y Sala, 2008, 397)。たとえば、都市における何気ない街路や緑地の風景、郊外に広がる住宅地や農地の景色といった日常空間における景観は、あまりに身近でありふれてい

るがゆえにその価値が認識されにくく、その変化にも気づかれにくい。そのため、あえてこれを保全しようという人々の意識も起こりにくかったのだといえる。しかし、普段われわれの目に触れるのは、風光明媚な名所でもなければ、伝統的町並みのような特別な景観でもなく、むしろこうしたありふれた景観である。これまで保全の対象とされてこなかっただけに、近年最も改変の著しいこれらの日常的景観を、今後どのように整備すべきかが問われるようになっている。

こうした問題意識に立ち、近年新たな景観政策を展開しているのがスペインのカタルーニャ自治州である。後述するように、同自治州はスペインの国の景観施策にも先駆けて、ヨーロッパ全土の景観保全を目的としたヨーロッパ景観条例 (2000年) の理念をいち早く導入し、独自の景観法を制定するなど、景観政策における先進的な取り組みによって注目されている。そこで、本研究はその理念と実践の枠組を提示すべく、近年のカタルーニャ自治州の景観政策について、とりわけヨーロッパ景観条約の制定以降の取り組みに焦点を当て明らかにするとともに、そこから得られる示唆をもとに、今後の景観政策のあるべ

き方向性について若干の考察を行うことを目的とする。

分析の手順として、まずⅡではカタルーニャ自治州の景観政策を大きく転換させる契機となった、ヨーロッパ景観条約を取り上げ、その成立背景と基本理念を把握する。Ⅲではカタルーニャ自治州の景観に関する基本法である「景観保護・管理・整備法」(以下、景観法と略す)について、制定の経緯や目的、運用の仕組みを明らかにする。つづくⅣでは、現在のカタルーニャの景観政策の骨格をなす、景観目録の作成に焦点を絞り、その手順、内容、機能について検討する。これらの分析を踏まえ、最後にⅤではカタルーニャ自治州の景観政策の成果と今後の展望について、日本の景観政策との簡単な比較を行いつつ考察を試みる。こうした分析を行うにあたり、本研究ではカタルーニャ自治州政府等が提供する各種文献資料のほか、2009年9月と2010年9月に実施したスペインにおける現地調査にて得た情報を活用する。

Ⅱ. ヨーロッパ景観条約にみる景観概念

1) ヨーロッパ景観条約の成立

2000年10月イタリアのフィレンツェにて採択されたヨーロッパ景観条約 (European Landscape Convention) は、景観に関する条約としてはヨーロッパ初の国際条約といわれる。従来、ヨーロッパでは自然生息地や景勝地、歴史文化遺産等の保護に関する協定や憲章のなかで、景観への直接的・間接的言及はあったものの、景観のみを体系的に扱った取り決めは存在しなかった (Zoido Naranjo, 2008, 299)。

この条約の採択を提唱したのは、ヨーロッパ連合 (EU) ではなく、ヨーロッパ評議会 (Council of Europe) である。ヨーロッパ評議会とは、1948年の設立以降、人権保護、民主

主義の発展、法の支配、文化的協力といった共通の価値実現に向けてヨーロッパ統合に取り組む国際機関である。その広範な活動のうち、近年ではヨーロッパの共通財産としての自然環境や文化財の保護に重点が置かれるようになり、すでにこれに関する条約もいくつか採択されている¹⁾。景観に関する同条約が誕生したのは、こうした自然遺産や文化遺産の構成要素として、そしてヨーロッパにおけるアイデンティティ形成の基盤として、次第に景観の重要性が認知されるようになったためである (Berengo and Di Maio, 2009, 26)。2010年現在、ヨーロッパ評議会に加盟する47カ国のうち、38カ国が同条約に調印している。ただし、加盟国のうちドイツ、オーストリア、ロシアなどの主要国が調印していないばかりか、調印国であってもスウェーデン、スイスなど一部の国は未批准であり、すべての加盟国がこの条約に賛同しているわけではない。ちなみに、スペインは2000年10月の採択時に調印したものの、その後国内での批准手続きが遅れたため、施行に至ったのはようやく2008年3月のことである。同条約は調印各国に対し、自国の法体系のなかに景観を位置づけるとともに、その理念のもとで景観の保護・管理・整備に向けて独自の政策を策定・実施することを義務づけている (第5条)。

2) ヨーロッパ景観条約の基本理念

ヨーロッパ景観条約における景観のとらえ方は、とくに美観を重視してきた従来の景観政策の思想とは根本的に異なるものであった。そのことは、同条約における景観概念の定義に最もよく表れている。同条約の第1条には、景観とは「人々が認識する、一定の広がりをもった地域 (area) であり、自然、人間あるいは両者の相互作用の結果、形成された特徴をもつもの」と定義されている。ここ

で注目すべき点は、景観を地域として総体的にとらえていることである。

ヨーロッパでは、景観とは土地と結びついた概念であり、その土地固有にみられる自然と人間の関係性を反映するものとして理解されてきた。そのことは、たとえばドイツ語の*landschaft*、フランス語の*paysage*、英語の*landscape*など、景観を意味する用語が*land-*（土地）、*pay-*（国、地域）といった接頭辞を有することからも容易に想像される。また、20世紀初頭わが国にこれらの用語が導入された際に、「景域」という訳語が当てられたのもそのためであろう。同条約における景観の定義も、こうしたヨーロッパの伝統的な景観概念に通じるものであり、自然と人間の相互作用の結果、形成された地域の姿として景観をとらえている。

こうした景観概念を土台とするヨーロッパ景観条約の基本理念は、以下のような3つの点で革新的であったことが指摘されている（Zoido Naranjo, 2008; Tarroja Coscuella, 2008）。

1点目に、同条約がヨーロッパ全土のすべての景観を対象としている点である。従来のヨーロッパの景観政策では、自然保護地区や都市中心部の歴史地区など、一部の特別な価値をもった景観のみが保護の対象とされてきた。それに対して、同条約は自然空間、農村・都市・郊外地域、あるいは陸域・水域を問わず、ヨーロッパの国土に広がるあらゆる景観を対象としている。そこには、優美な景観のみならず、日常的な景観、平凡でありふれた景観、ひいては荒廃した景観までもが含まれる（第2条）。また、同条約のなかでは「自然景観／文化景観」、「農村景観／都市景観」というように景観を区別したり、こうした表現を用いて景観を形容したりしない。これは、先の概念定義にもあったように、景観を様々な要素からなる地域として一元的にと

らえているためである。

2点目に、景観をヨーロッパ住民の共通資産、つまり公共財として位置づけている点である。同条約の序文は、景観とは生活の質を構成する重要な一要素であり、ヨーロッパの全住民が良好な景観を享受できるように、景観を政策的課題として位置づけることが不可欠であると主張している。また、現実にヨーロッパ住民の大部分が日々接しているのは、これまで政策の対象となりにくかったふつうの（ordinary）景観なのであり（*Explanatory Report*, 第44項）、こうした日常空間の整備にかかわる地域計画や都市計画のなかに、景観という要素を取り入れるべきことが強調されている（第5条）。

3点目に、景観を動的にとらえる視点である。先の景観概念の定義にあったように、景観が自然と人間の営為によってつくり上げられるのであれば、当然それは時間とともに変化し続けるものである。同条約が目指すのは、移りゆく景観のある一時点での様相や価値を凍結（freezing）するような保護主義政策ではない（*Explanatory Report*, 第42項）。景観の「保護」「マネジメント」「プランニング」を三大原則として掲げるヨーロッパ景観条約は、単に景観の現状を維持するのではなく、社会・経済的な要請に応じて、ときには改変をも伴いながらこれを整備することを前提としている。

Ⅲ. カタルーニャ自治州における景観政策の展開

1) 景観法の制定以前の景観政策

英国やフランスなどヨーロッパの周辺諸国に対して、スペインでは国家レベル、自治州レベルのいずれにおいても景観に配慮した法制度の整備に立ち遅れ、実際の景観政策は多くの場合、都市計画を基盤とするローカル

レベルで進められてきた (Nogué, 2006, 56)。現に、スペインの国家レベルでは景観に関する総合的な法体系は未だに存在しない。もちろん、これまで景観に関連する法律が全くなかったわけではなく、すでに20世紀初頭には「国立公園法 (Ley de Parques Nacionales)」(1916年) など、自然景観を意識した法律が制定されていた。しかし、これらの法律の多くが景観の自然美を保護する内容に傾斜しており、景観保全は自然保護と結びつけられることが多かった (Frolova et al., 2003, 611)。その後、景観に直接的・間接的にかかわる法令として、「野生動植物および自然空間の保護に関する法 (Ley de Conservación de los Espacios Naturales y de la Flora y Fauna Silvestre)」(1989年)²⁾、「スペイン歴史遺産法 (Ley del Patrimonio Histórico Español)」(1985年)などが制定されるが、これらは特定地域の景観に絞った重点保護主義的なものであった。他方、1978年に制定されたスペイン憲法には、景観に対する直接的な言及がないうえ、これに関する各自治州への権限配分についても明記されていない。自治州レベルの憲章においても、アンダルシア自治州やカステリヤ・ラ・マンチャ自治州など、一部の自治州憲章が景観に触れるのみであった³⁾。

カタルーニャ自治州でも同様に、景観法の制定以前に景観を体系的に扱った法律は存在せず、景観は文化遺産、自然空間、都市計画に関する各法令のなかで部分的に取り上げられるのみであった。これは、従来のカタルーニャ自治州の景観政策が、文化景観は文化省、自然景観は環境省というように縦割り行政のなかで進められてきたことにも起因する⁴⁾。いくつか例を挙げると、自然景観に関するものとして、「自然空間法 (Llei de Espais Naturals)」(1985年)を根拠法とする「重点自然空間計画 (Pla d'Espais d'Interès

Natural)」(1992年)は、対象区域の画定基準の1つとして「景観的価値」という指標を採用しているものの、景観それ自体の保護を意図するものではなかった。また、2002年に新たに施行された「都市計画法 (Llei 2/2002 d'urbanisme)」では、景観保護に関する明示的な言及があるものの(第9条)、歴史的・芸術的建造物や考古学的遺産など、一部の稀有な景観に配慮した建設規制を定めるに過ぎなかった (Nogué, 2006, 57-58)。

以上のように、国の政策にせよ、カタルーニャ自治州の政策にせよ、共通しているのは自然空間や歴史文化遺産といった、特定の場所の特別な価値をもった景観のみを対象としており、景観を総体としてとらえる視点に欠けている点である。また、遺産を対象とし、美観という点から景観をとらえているがゆえに、いかにその(優れた)現状を維持できるかという保護主義的な姿勢が基本であり、景観を動的にとらえる視点は皆無であった。

2) 景観法の制定に至る経緯

このようなスペイン、あるいはカタルーニャ自治州の景観政策にとって重要な転機となったのが、2000年10月におけるヨーロッパ景観条約の採択であった。先述のように、批准手続きに遅れをとったスペイン国家に対して、カタルーニャ自治州はその二ヶ月後の同年12月、州議会にて同条約への加盟を承認し、以後独自の景観政策を推し進めてきた(表1)。その布石となったのが、2002年6月当時野党であったカタルーニャ社会党を中心とする議会グループから提出された「景観法案」である。この法案はいったん否決されるものの、翌2003年11月の州選挙の結果、同社会党が他の左翼系二党とともに連立政権⁵⁾を発足させると、新たな景観

行政の始動に向けて再び舵を切ることになった。2004年1月には、地域政策公共事業省（Departament de Política Territorial i Obres Públiques）内に建築景観総局（Direcció General d'Arquitectura i Paisatge）を新設し、その下に景観に関する初の専門部局として景観地域行動局（Subdirecció General de Paisatge i Acció Territorial）を設置した。さらに同年10月には、自治州政府の景観行政に対する支援・協力機関として、景観観測院（Observatori del Paisatge）をジロナ県ウロット市に開設した。こうした組織体制がひと通り整うと、2005年6月、カタルーニャ自治州初の景観に関する基本法として「景観保護・管理・整備法（Llei 8/2005, de 8 de juny, per la protecció, gestió i ordenació del paisatge）」、いわゆる景観法が制定された。翌2006年9月にはその施行規則（Decret 363/2006）が公布されている。

表1. カタルーニャ自治州における景観政策の経緯

2000年10月	「ヨーロッパ景観条約」調印
2000年12月	カタルーニャ州議会、「ヨーロッパ景観条約」への加盟を承認
2002年6月	「景観法案」提出（否決）
2003年11月	カタルーニャ州選挙（政権交代）
2004年1月	地域政策公共事業省内に「建築景観総局」を設置
2004年3月	「ヨーロッパ景観条約」施行
2004年10月	「景観観測院」の設立
2004年10月	「アル・パナデス景観憲章」制定
2004年11月	「景観法」原案の一般公示
2005年6月	「景観保護・管理・整備法」制定
2005年7月	「景観目録」の作成開始
2006年9月	「景観法」施行規則の公布

出所：Cañellas Boltà et al. (2006), p232を一部改変。

3) 景観法の目的と運用の仕組み

カタルーニャ自治州の景観法の目的や理念には、ヨーロッパ景観条約の精神がそのまま継承されていることが明らかである（Busquets, 2009, 140）。同法の第1条は、「持続可能な発展との調和を図りながら、景観の自然的・遺産的・文化的・社会的・経済的価値を保持するため、景観を認知し、これを保護・管理・整備すること」を目的とし、そのために「景観を、地域計画、都市計画ならびに景観に直接的・間接的影響を与える他の諸政策に統合すること」を最終目標として掲げている（第1条）。そして、ヨーロッパ景観条約の理念に則り、ここでも景観を「地域」ととらえた上で（第3条）、カタルーニャ自治州の全領域を適用範囲とし（第4条）、自然空間・農村・森林・都市・郊外、特殊な景観・日常的な景観、内陸部・沿岸部を問わず、あらゆる景観の保全・整備を行うことを目指している（序文Ⅱ）。

こうした目的を達成するために、景観法では次のような新たな仕組みが創設された。それは、①景観を地域計画に統合するための仕組み（景観目録、景観大綱）、②景観に関する協力と合意のための仕組み（景観観測院、景観憲章）、③財源確保のための仕組み（景観保護・管理・整備のための基金）である（Nogué et al., 2010, 23）。①については次章で詳しく取り上げるため、以下では②と③についてのみ簡単に触れておく。

②のうち、景観観測院は、先述のようにカタルーニャ自治州の景観行政に対する支援・協力機関として設置された、いわゆる外郭団体である。地域政策公共事業省との連携のもと、景観に関する調査・研究、ならびに施策や計画の立案を行う同院は、現在カタルーニャ自治州の景観政策の中枢を担っている。なかでも、景観目録の作成は重要な責務の1

つである。景観観測院は、同時にカタルーニャ自治州の景観教育・啓蒙活動の拠点としても位置づけられており、景観をテーマとしたセミナーや会議の開催、巡検の企画、小中学生向けの教材開発、出版物の刊行など、幅広い活動に取り組んでいる。

他方、景観憲章 (Carta de paisatge) とは、地域内の公・私多様な主体間の合意に基づいて自発的に策定される、良好な景観づくりのための行動原則である。進捗状況は異なるものの、2010年現在、すでに自治州内の7つの地域で景観憲章の制定に向けた取り組みがみられる⁶⁾。なかでも、2004年10月に成立した「アル・パナデス景観憲章」は、景観法が制定される以前に地元住民のイニシアティブにより策定された先駆的事例として注目される(表1)。

③の景観保護・管理・整備のための基金 (Font per a la protecció, gestió i ordenació del paisatge) は、景観法を施行する上で必要な資金を確保するため新たに開設された基金で、カタルーニャ自治州政府の予算から出資される。たとえば、先の景観観測院の運営資金はこの基金によるものである。

IV. 景観目録の作成

1) 景観目録とは

景観目録 (Catàlegs de paisatge) ならびに景観大綱 (Directrius de paisatge) は、景観に関する施策を地域計画に統合するという、景観法の主たる目的を実現するために導入された新たな仕組みであり、現在のカタルーニャ自治州の景観政策の中核をなしている。

景観目録は、その名称から想像されるように、特定の価値をもった景観のみを収録した単なるカタログではない。景観法において、景観目録とは「カタルーニャの景観の特性、価値、保存状態を認知するとともに、追求す

べき景観の質の目標を設定するための説明・提案文書」(第10条)と定義されているように、カタルーニャ自治州の国土に展開する多様な景観を把握し、地域計画の観点からこれを整備するために有効な基礎資料として位置づけられている (Nogué y Sala, 2008, 399)。

景観政策を策定する際には、当然ながら、まずは景観それ自体について知る必要がある。たとえば、カタルーニャ自治州の国土にどのような景観が存在するのか、これらがいかなる価値を有するのか、景観を特徴づけている要素とは何か、現在までにどのような変遷を遂げてきたのかなど、景観の現状分析を行うことが景観目録の第一の目的である。その上で、今後住民がどのような景観を欲するのか、どのような景観が望ましいのかを、「景観の質に関する目標 (objectius de qualitat paisagística)」として設定する。そして、その実現のために必要な方針や施策の提案を行うことが、景観目録の第二の目的である。

2) 景観目録と地域計画

それでは、景観目録の内容はいかにして地域計画に組み込まれるのだろうか(図1)。景観目録は、景観観測院によって作成された後、地域政策公共事業省に提出され、一定の縦覧期間を経て同省による最終承認を受ける。しかしながら、この時点での景観目録の内容は提案文書という性質上、それ自体が法的拘束力をもたない。そこで、これを実効性のある法的規則に変換し、地域計画に統合するためのツールとして考案されたのが景観大綱である。これは、「景観の質に関する目標」をはじめ、景観目録で示された提案事項を土台に、地域政策公共事業省が策定することになっており、同じく縦覧と承認の手続きを経て、各地域計画に統合されることになる。

数あるカタルーニャ自治州の地域計画のう

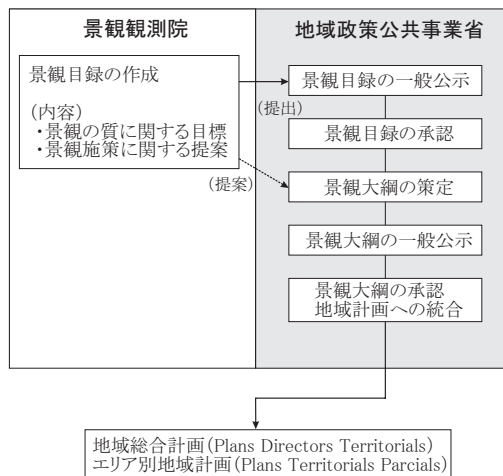


図1. 景観に関する施策を地域計画に統合するプロセス

出所：Nogué i Sala (2006) に基づき筆者作成。

ち、景観目録が主に準拠するのは「エリア別地域計画 (Plans Territorials Parciais)」とよばれるものである。これは、最上位計画である「カタルーニャ総合地域計画 (Plan Territorial General de Catalunya)」を展開するため、国土を7つのエリアに分割し、オープンスペース、交通インフラ、都市集落の整備などを定めた、いわゆる広域地方計画である。景観法は、景観目録の内容をこれら7つの各地域計画に統合することを義務づけており、ゆえに

景観目録はその地域区分に対応した7つのエリアごとに作成される。7つのエリアとは、カム・ダ・タラゴナ、テラス・ダ・リエイダ、アル・ピリネウ・イ・アラン、クマルカス・ジロニナス、テラス・ダ・レブラ、バルセロナ大都市圏、クマルカス・サントラルスである。これら7つの景観目録は、2005年に作成が開始されて以降、異なる進捗状況にある（図2）。2010年現在、最終承認まで至っているのはテラス・ダ・リエイダ、カム・ダ・タラゴナ、テラス・ダ・レブラの3つのみであり、残りの4つの景観目録は作成中あるいは承認待ちの段階にある。

3) 景観目録の作成手順

カタルーニャ自治州における景観目録の作成は、世界でも類をみないまったく新たな試みであり、他国の既存の景観政策にはほとんど前例がなかった。たしかに、ヨーロッパでは英国の農村局 (Countryside Agency) による取り組みやアイルランドの景観特性評価 (Landscape character assessment)、あるいはフランスやベルギーによる景観アトラスの作成など、景観の分析・評価の手法として参考になる例は若干あった。しかしながら、景



エリア	作成開始年	DPTOPへの提出	一般公示	DPTOPによる承認	
1	カム・ダ・タラゴナ	2005	2006.10	2008.7	2010.5
2	テラス・ダ・リエイダ	2005	2006.10	2007.11	2008.9
3	アル・ピリネウ・イ・アラン	2006	—	—	—
4	クマルカス・ジロニナス	2006	2010.2	2010.9	—
5	テラス・ダ・レブラ	2006	2009.7	2009.11	2010.7
6	バルセロナ大都市圏	2007	—	—	—
7	クマルカス・サントラルス	2008	—	—	—

※DPTOP:カタルーニャ自治州地域政策公共事業省

図2. カタルーニャ自治州における景観目録作成の進捗状況 (2010).

地図中の番号は右表の番号に一致する。

出所：景観観測院の資料に基づき筆者作成。

観目録の最終目標である「景観施策を地域計画に統合する」という観点からいうと、類似するものは存在しなかった (Sala, 2009, 45)。したがって、その作成を任された景観観測院は、まずどのような地域スケールで作業をすべきか、ひと口に景観の価値といっても何をどう評価すべきか、そもそも「景観の質に関する目標」とは何か、そしてこれらを地域計画や都市計画に有効な景観大綱に変換するにはどうしたらよいかなど、様々な問題に直面した⁷⁾。

そこで、まずは方法論それ自体を確立する必要から、景観観測院は「景観目録規範 (Prototipus de catàleg de paisatge)」の作成に取りかかった。これは、サブタイトルに「景観目録作成のための概念、方法論、手順」とあるように、7つの景観目録を一貫した方法論のもとで作成するためのガイドラインであり、いずれのエリアにも応用可能な統一的な手法や作成基準が示された。

これによると、景観目録の作成手順は、①景観の同定と特徴把握、②景観に対する影響評価、③景観の質に関する目標の設定、④基準や方針の策定、の4つの段階に分けられる (図3)。

まずは、景観をとらえる単位として、景観単位 (unitat de paisatge) の設定が行われる。

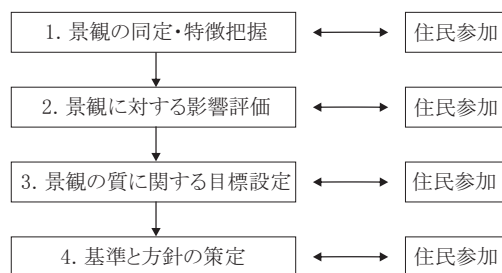


図3. 景観目録の作成手順
出所：Nogué i Sala (2006) に基づき筆者作成。

これは、景観を構成する諸要素 (自然的、文化的、視覚的要素など) を基準に、景観として一体性のある範囲を画定した地理的領域であり、以下の工程はすべてこれを基本単位として進められる。景観単位が設定されると、各景観についてその構成要素、歴史的経緯、現状、価値、近年の変容とその要因に関する分析が行われる。その結果は、景観単位ごとに個票として整理され、その内容の大部分は地図化される (①)。つづいて、景観に影響を与える人為的行為や自然現象について、その影響を評価し、とくに持続可能性という観点から将来予測を行う (②)。このように、景観の状態、価値、リスクなどを把握した上で、「景観の質に関する目標」が設定される。これは、将来、人々がどのような景観を志向するのかを示したものであり、ここでは地域住民の意見を積極的に取り入れることが鍵となる (③)。そして、これらの目標を実現するために必要となる基準や方針が策定され、これがのちの景観大綱の土台となる (④)。

先述のように、景観目録の作成は地域政策公共事業省からの委託を受けるかたちで、景観観測院が中心となって行われる。しかしながら、その作成には膨大な作業量を要するため、景観観測院はカタルーニャ自治州内の複数の大学や研究機関と協定を結び、景観、建築、都市計画などの関連諸分野の研究者からなる作業グループと連携して作業を進めている。

4) 住民参加の重要性

景観目録の作成過程において、特筆すべき点は先の4つの各段階において住民参加のメカニズムが確立されていることである。カタルーニャ自治州の景観政策においては、良好な景観を享受することは住民の権利かつ責務であり、政策決定過程における住民参加が不

可欠であると考えられている（Nogué et al., 2010）。たしかに、景観目録を作成する上での実質的な作業は、景観観測院の監督のもと、研究者や専門家が中心となって進められる。しかしながら、たとえばある景観に対する住民の意識や集合的記憶など、景観の認知やアイデンティティにかかわる部分については、専門家による地図解析や野外調査からのみでは把握するのが困難であり、住民による意見が有益な情報となる。こうした住民参加の仕組みは、住民側の景観に対する問題関心を高めるという意味でも、教育・啓蒙的な意義が大きいと考えられている（Sala, 2009, 47）。

ひと口に住民参加といっても、景観に対する意識や評価は、住民の属性や立場によって大きく異なる。同一の景観に対して最大のコ

ンセンサスを得るためには、できるだけ多様な意見を取り入れるべきであり、ここでは様々な住民参加の機会が提供されている（表2）。いずれの方法を採用するのかは、景観目録によっても作成段階によっても異なるが、電話、戸別訪問、およびインターネットによるアンケート調査、住民・行政・事業者などへのインタビュー調査、住民との意見交換会、ワークショップの実施など、多彩な方法が用意されている⁸⁾。

5) 景観単位の設定

景観目録の作成において、おそらく最も画期的といえる試みが、景観単位の設定である。それは、この景観単位によってカタルーニャ自治州全土のあらゆる景観を網羅することが可能になるためである。

表2. 景観目録の作成段階における住民参加の方法

住民参加の方法	対象者	採用される作成段階 ¹⁾	採用された景観目録
電話によるアンケート	個人	①景観の同定・特徴把握 ②景観に対する影響評価	テラス・ダ・レブラ
訪問によるアンケート	個人	①景観の同定・特徴把握 ②景観に対する影響評価	バルセロナ大都市圏
ウェブによるアンケート	個人	①景観の同定・特徴把握 ②景観に対する影響評価 ③景観の質に関する目標の設定	すべて
インタビュー	個人 景観団体 ²⁾	①景観の同定・特徴把握 ②景観に対する影響評価	バルセロナ大都市圏を除くすべて
集団討論	景観団体	②景観に対する影響評価 ③景観の質に関する目標の設定	テラス・ダ・レブラ
景観団体との意見交換	景観団体	③景観の質に関する目標の設定 ④基準と施策の策定	バルセロナ大都市圏 クマルカス・サントラルス テラス・ダ・レブラ
個人との意見交換	個人	②景観に対する影響評価 ③景観の質に関する目標の設定 ④基準と施策の策定	クマルカス・ジロニナス アル・ビリネウ・イ・アラン
公開討論	個人 景観団体	①景観の同定・特徴把握 ②景観に対する影響評価	バルセロナ大都市圏 クマルカス・サントラルス テラス・ダ・レブラ

1) 「採用される作成段階」とは、図3の4つの段階に対応している。

2) 景観団体（agente del paisatge）とは、ここでは地域行政、その他の公的機関、事業者団体、住民団体など、景観にかかわるあらゆる集団を指す。

出所：Nogué et al. (2010), p35を一部改変。

現在、カタルーニャ自治州の全領域は135の景観単位に分割されている(図4)。これらの景観単位の間には2つとして同じ景観はないし、ある景観が別の景観よりも優れている、劣っているといった序列関係もない。これは、カタルーニャ自治州の景観アトラスとでもいべき地図であり、その国土がいかにも多様に富んだ豊かな景観を有するのかを物語っている。この135の景観単位の設置によって、いかなる地点もいずれかの景観単位に含まれることになり、カタルーニャ自治州の全領域の景観をくまなく整備するという、景観法の理念が実現されることになる。

景観単位の領域設定に用いられる要素は実に多様であるが、大きく分けると、①地形(山、谷、平野など)、②植生・土地利用(耕地、宅地、林地など)、③歴史的背景(土地所有関係、集落形態、生業、治水施設、旧道の配置など、景観形成に影響をもたらした人

為的要因)、④景観の構造(モザイク状、連続的など)、⑤可視性(景観の見え方)、⑥近年の影響(都市化などの社会・経済的要因)、⑦土地に対する感情(帰属意識、愛着、集合的記憶など)、の7つの指標に整理される(Nogué y Sala, 2008, 417)。これらの指標から読み取れるように、景観単位とは、単に地形や土地利用などの可視的・形状的側面のみを基準とするのではなく、土地に対する人間のかかわり方、つまり景観に対する意識や経験、感情といったような、目にはみえない心的側面も考慮した上で設定されている。それゆえに、各景観単位は他にはない固有性をもった領域として定義されることになる。

このように定義された景観単位は、市町村界などの行政界を越えて連続する等質地域であり、多くの場合、景観目録の7つのエリアの境界線とも一致しない。したがって、複数のエリアにまたがる景観単位が数多く存在

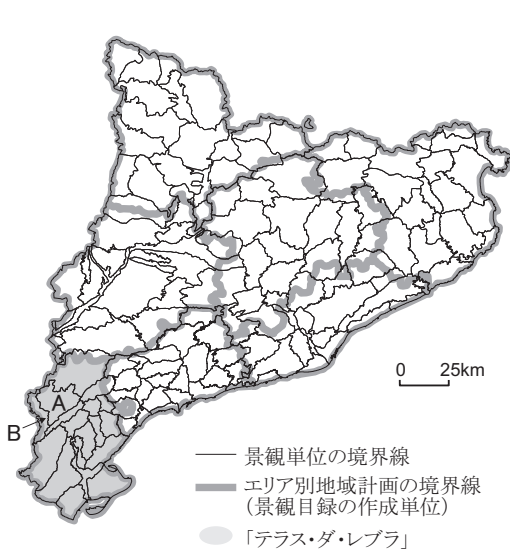


図4. 景観目録の作成単位と景観単位
「テラス・ダ・レブラ」の景観単位のうち、Aは「アルティブラ・ダ・ラ・テラ・アルタ」、Bは「リベラス・ダ・ラルガス」を指す(資料2、資料3を参照)。
出所: 景観観測院の資料に基づき筆者作成。



図5. 複数のエリアにまたがる景観単位(タラゴナ県内陸部の事例)
出所: 各景観目録に基づき筆者作成。

する（図5）。ここに示したのは、カタルーニャ自治州の南西部、カム・ダ・タラゴナ、テラス・ダ・リエイダ、テラス・ダ・レブラの3つのエリアの隣接地帯である。とりわけ、タラゴナ県の内陸部に位置するこの地域は地勢が険しいこともあり、複数の小規模な景観単位に細分化されている。こうした境界地域における景観単位の配置をみると、その領域があくまで景観としての一体性を重視して設定されていることが一目にしてわかる。

なお、これら135の景観単位にはそれぞれ固有の名称が付されている。名称決定の際には、住民にとってより親しみやすい名称にするため、地元住民の意見が積極的に取り入れられた。基本的には地名を冠したものが多く、地元で定着している慣習的な呼称や、山や谷といった地形や植生の特徴を表した名称など、住民の空間認識と結びついた名称が数多く採用されている（Sala, 2009, 50）。たとえば、資料1に示した景観目録「テラス・ダ・レブラ」の景観単位の名称をみると、地勢の変化に富んだ同地域では、高地（*altiplà*）、山地（*serra*）、斜面（*vessants*）、平地（*plana*）といった地形を表現する呼称が目立つほか、エプロ川が地中海に注ぐ河口部に位置することから、河畔（*costers*）、流域（*ribera*）、沿岸（*litoral*）といった水文環境を表す呼称も多くみられる。

6) 景観目録の内容 — テラス・ダ・レブラを事例に —

最後に、実際に景観目録にはどのような内容が記載されているのかを、具体的な事例を挙げながら検討してみよう。

景観目録は、既刊のものをみる限り⁹⁾、500ページにもものぼる長大な文書である。その中身はエリア全体にかかわる「エリア編」と、景観単位ごとの個票からなる「景観単位編」

の二部に分かれており、各々が「報告文書（*memòria escrita*）」と「地図（*cartografia*）」より構成されている。

「報告文書」とは、景観の現状分析と評価に関する記述であり、景観を特徴づける構成要素、景観の歴史的変遷、景観価値のリスト、景観の芸術的表現、景観を認知しうるルートや眺望点、近年の景観変容とその要因、「景観の質に関する目標」、今後の展望・提案など、その内容は非常に多岐にわたる（資料1）。さらに、これらの情報は一部を除き、すべて地図上にプロットされ、複数枚の主題図としてまとめられる。

具体的な事例として、景観目録「テラス・ダ・レブラ」に含まれる2つの景観単位の個票を取り上げてみよう。まず、資料2に示したのは、景観単位「リベラス・ダ・ラルガス（*Riberas de l'Argars*）」の報告文書の一部である。最初のページには、景観単位の名称、位置、面積、そこに含まれる集落などの基本情報が示されているほか、景観の特徴、景観の価値、見どころなどが記されている（A）。また単に文書による説明だけではなく、実際の景観がイメージできるように象徴的な風景をとらえた写真（B）を掲載するなど、景観描写にも工夫がみられる。その他、土地利用に関するグラフや航空写真が盛り込まれてたり（C）、景観の芸術的表現としてその土地にちなんだ文学作品や絵画が引用されるなど（D）、様々な視点から景観の解釈が行われていることがわかる。ちなみに、このタラゴナ県内陸部にあるテラ・アルタは、ピカソが画家人生の一時期を過ごした場所であり、彼の愛した農村風景を描いた作品が掲載されている。

他方、資料3に示したのは、景観単位「アルティプラ・ダ・ラ・テラ・アルタ（*Altiplà de la Terra Alta*）」の個票に添付された、景観

価値に関する地図である。これは、この地域の景観がいかなる価値を有するのかを、歴史的価値、社会的価値、象徴的価値の3つの観点から図示したものである。たとえば歴史的価値としては、かつての城塞、考古学的遺跡、樹齢の長いオリーブの木の分布が示されている。社会的価値としては、この地域がかつてスペイン内戦時の激戦地であったことから、当時の塹壕の残る場所が示されているほか、景観を眺望できるルートが表示されている。また、象徴的価値としては、この地域の農村風景を構成するブドウ畑やアーモンドなどの樹木作物の分布、そして地域の象徴的存在である山（セラ・ダ・ラ・ファタラリヤ、セラ・ダルス・パセイスなど）が表現されている。

このように、地域の姿を生き生きと描写した景観目録は、景観政策の策定に必要な基礎資料となるだけでなく、カタルーニャ自治州の住民にとって自らの地域の価値や魅力を再発見・再認識する重要なきっかけを提供しているといえることができる。

V. おわりに — カタルーニャ自治州の景観政策が目指すもの —

本研究では、近年におけるスペイン・カタルーニャ自治州の景観政策の展開について、とくに景観目録の作成の試みに焦点を当てて検討してきた。最後に、その景観政策が与える示唆と今後の課題について、日本の景観政策にも触れながら若干の考察を行いたい。

景観目録の作成に関する検討を通じて、改めて確認されたことは、彼らが景観を単に目に映る風景としてではなく、地域そのもの（カタルーニャ語で“*territori*”）としてとらえていることである。たしかに、景観とはわれわれの目の前に広がる物理的実在であり、多くの場合、人間が最初に景観を認知するの

は視覚によってであろう。しかしながら、今回は細部まで示すことはできなかったものの、景観目録の精緻で豊かな地域描写をみると、景観を把握するということは、結局、自分たちの暮らす地域の成り立ちやその姿について知ることなのだと思感させられる。また、この景観目録をカタルーニャ自治州全土について作成しようという彼らの意欲的な取り組みには、自らの地域に対する深い関心や熱意を読み取ることができる。カタルーニャ自治州の景観政策が目指すのは、見た目の美しい景観をつくることではなく、景観を通じた地域づくりとでもいえるのではないだろうか。

一方、日本においては、景観に配慮した歴史と経験はあるものの、従来のヨーロッパの景観政策と同様に景観保全は自然保護や文化財保護の一環として行われてきた。それ以外には、景観条例などによる自治体レベルでの展開がみられたものの、それも都市部に偏重しがちであった。さらに、条例には法的な規制力がないために、建築基準法に反してさえないければ大半の開発行為が許容されるという状況にもあった。2004年12月にわが国でも景観法が制定され、適用範囲が農山村部にまで拡張されることになったものの、対象となるのは依然として「景観計画区域」や「景観地区」などの特定の地域に限られる。こうしてみると、国土全体の景観をくまなく整備しようというカタルーニャ自治州の景観政策が、いかに画期的な取り組みであるかを改めて認識させられる。

日本に限らず、近年では景観の破壊や改変に加えて、景観の画一化と同質化が進み、どこに行っても似たような景観が再生産されている。たとえば、他地域の成功例を真似るべく、元来その地域には何の関連性もないものを移植してみたり、歴史的町並み保存と称し

てキッチュな“和風”建築を再現してみたり，“自然らしさ”を演出するためにあえて無機質な建造空間のなかに樹木や草花を植えてみたりなど，地域の文脈にそぐわない景観づくりの例が数多みられる。しかし，こうした景観はそこに住む人々やそこを訪れる人々にとって，本当に望ましい景観なのだろうか。

このような個性なき景観が増殖する背景には，これまでの景観政策が行政主導で行われてきたこと，そしてそこに「どのような地域にしたいのか？」という明確な地域像を欠いたことに起因するように思われる。ヨーロッパ景観条約の理念にも示されていたように，景観とは人々の生活の質の構成要素であり，住民はそれを享受する権利と責務を有している。住民にとって心地よい景観を形成するためには，やはり彼ら自身が景観政策に積極的に参画することが不可欠であり，彼らの意見が政策に反映される仕組みづくりが必要であろう。その意味で，カタルーニャ自治州の景観目録には「景観の質に関する目標」にも具現化されているように，彼らの目指すべき地域像がはっきりと描かれているといっても過言ではない。また，そこには広く住民が政策過程に参加できるよう，多様な仕組みが用意されている。

Ⅱでも論じたように，景観とはその土地固有の地理的条件が前提にあって，これに対する人間の働きかけの結果として生み出されたものである。よって，その前提となっている地理的条件を考慮せずして，個性ある景観を育むことは困難であろう。カタルーニャ自治州の景観目録が詳細な地域の記述と地図からなるのは，おそらくこうした理由からであり，地域の実態を把握した上でこそ，魅力ある景観づくりが可能となるのではないだろうか。たとえ目を見張るような顕著性がないと

しても，他にはない地域固有の景観こそが魅力となって，観光などにも活かされる地域資源として価値を生むことと考えられる。

ここまでみると，カタルーニャ自治州の景観政策が成功裏に導かれた，景観行政の理想形のように見受けられるかもしれない。しかし，今回はあくまでその景観政策の大枠を把握したにすぎず，実際にそうであるか否かは，今後さらなる実証研究の積み上げによって確認する必要がある。たとえば，カタルーニャ自治州全土の景観を整備しようという景観目録の試みは，アイデアとしてはきわめて斬新であるが，これを実践に移していくのは別の次元の問題である。やはり，最終的に景観を整備していくのは都市計画をはじめ，景観の物理的改変に直接かかわるムニシピオ（基礎行政体）¹⁰⁾ レベルの諸政策であり，自治州レベルの理念をこうしたローカルレベルの計画にどこまで落とし込むことができるかが，今後カタルーニャ自治州の景観政策にとって重要な課題となるであろう。本研究を先に進めるにあたって，景観目録の内容が実際の都市計画や地域計画に反映されるプロセスをより明確にすることが，次なる課題として挙げられる。同様に，住民参加についても，今回はその概要に触れることしかできなかったが，景観目録作成の各段階において，どの程度住民参加が実現しているのか，また景観にかかわる多様な主体間で景観評価に関する合意がいかに形成されているのか，などをより実証的に示す必要があるだろう。とくに，「景観の質に関する目標」や景観単位の領域を決定する際に，彼らの間でどのような対話が行われ，合意に達するのかを明らかにすることは，人々の景観認知，ひいては地域認識を分析する手掛かりともなり，非常に興味深いテーマとなろう。これらについては今後の研究課題としたい。

注

- 1) たとえば、「ヨーロッパの野生生物と自然生息地の保全に関する条約」(ベルン, 1979年), 「建築遺産の保護に関する条約」(グラナダ, 1985年), 「考古学的遺産の保護に関する条約」(パレッタ, 1992年)などが挙げられる。
- 2) 同法は, 2007年12月「自然遺産ならびに生物多様性に関する法 (Ley del Patrimonio Natural y de la Biodiversidad)」として改正されている。
- 3) スペイン国家あるいは各自治州の景観政策に関しては, Paül i Arnau Queralt (2009) に詳しい。
- 4) 地域政策公共事業省・建築景観総局・景観地域行動局におけるJaume Busquets氏とのインタビュー調査に基づく。
- 5) この三党連立政権を構成したのは, カタルーニャ社会党 (Partit dels Socialistes de Catalunya), 左翼地方ナショナリストを代表するカタルーニャ共和主義左翼 (Esquerra Republicana de Catalunya), および共産党系のカタルーニャ発議 (Iniciativa per Catalunya) の三党であった。
- 6) 2010年現在, 景観憲章の取り組みが行われているのは, アル・パナデス (Alt Penedès), プリウラト (Priorat), バルガダ (Berguedà), バイ・ダ・カンブルドン (Vall de Camprodon), コンカ・ダ・ラ・リエラ・ダルガントウナ (Conca de la Riera d'Argentona), バイ・ダ・テナス (Vall de Tenes), アル・アンブルダ (Alt Empordà) の7つの地域である。このうちアル・パナデス, バルガダおよびバイ・ダ・カンブルドンの景観憲章は最終承認まで至っている。
- 7) 景観観測院におけるJoan Nogué氏とのインタビュー調査に基づく。
- 8) 景観目録の作成における住民参加については, Nogué et al. (2010) が詳細に論じているが, 今回は紙幅の都合上, これに関する検討は別稿に譲ることにする。
- 9) 2010年現在までに完成している3つの景観目録 (カム・ダ・タラゴナ, テラス・ダ・リエイダ, テラス・ダ・レブラ) は, すべて景観観測院のウェブサイト上に公表されている (<http://www.catpaisatge.net/cat>)。そのうち, テラス・ダ・リエイダの景観目録のみが出版されている。
- 10) ムニシピオ (municipio) とは, 日本でいう市町村に相当する基礎行政体のことである。ただ

し, スペインではすべてのムニシピオが同等の法的地位を有する点で, 日本の市郡制における市町村とは異なる。

文献

- Berengo, Cecilia and Di Maio, Sala (2009): *We are the landscape*. Prato: Giunti Progetti Educativi, 64p.
- Busquets, Jaume (2009): Les polítiques de paisatge a Catalunya: línees estratègiques d'actuació. Dins: Carles Llop (coord.): *Paisatge en transformació. Intervenció i gestió paisajístiques*. Barcelona: Diputació de Barcelona, pp.139-153.
- Cañellas Boltà, Silvia; Waldrón, Talía; Strand, Roger (2006): La gestió pública del paisatge a Catalunya. Dins: Ignasi Cuadros i Vila (dir.): *Paisatge, territori i societat a les terres de parla catalana*. Valls: Cossetània, pp.229-241.
- Frolova, Marina; Menor Toribio, José; Cancer Pomar, Luis (2003): El paisaje en las políticas públicas de Francia y España: Desde la protección del monumento a la gestión del espacio. *Estudios Geográficos*, LXIV-253, pp.605-622.
- Nogué, Joan (2006): El tratamiento de la temática paisajística en Cataluña y en España. En: Rafael Mata y Àlex Tarroja (coords.): *El Paisaje y la gestión del territorio. Criterios paisajísticos en la ordenación del territorio y el urbanismo*. Barcelona: Diputació de Barcelona, pp.53-60.
- Nogué, Joan i Sala, Pere (2006): *Prototipus de Catàleg de Paisatge. Bases conceptuals, metodològiques i procedimentals per elaborar els catàlegs de paisatge de Catalunya*. Olot: Observatori del Paisatge de Catalunya, 97p.
- Nogué, Joan y Sala, Pere (2008): Los catálogos de paisaje. En: Jaume Busquets y Albert Cortina (coords.): *Gestión del Paisaje. Manual de protección, gestión y ordenación del paisaje*. Barcelona: Ariel, pp.397-426.
- Nogué, Joan; Puigbert, Laura; Sala, Pere; Bretcha, Gemma (eds.) (2010): *Paisatge i participació ciutadana*. Olot: Observatori del Paisatge de Catalunya; Barcelona: Direcció General de Participació Ciutadana del Departament d'Interior, Relacions Institucionals i Participació Ciutadana de la Generalitat de Catalunya, 109p.

- Paül i Arnau Queralt, Valerià (2009): Les polítiques i els instruments de protecció, gestió i ordenació del paisatge a l'Estat espanyol. Dins: Joan Nogué; Laura Puigbert; Gemma Bretcha (eds.): *Ordenació i gestió del paisatge a Europa*. Olot: Observatori del Paisatge de Catalunya, pp.64-103.
- Sala, Pere (2009): Els catàlegs de paisatge de Catalunya. Dins: Joan Nogué; Laura Puigbert; Gemma Bretcha (eds.): *Ordenació i gestió del paisatge a Europa*. Olot: Observatori del Paisatge de Catalunya, pp.36-63.
- Tarroja Coscuella, Àlex (2008): La dimensión social del paisaje. En: Jaume Busquets y Albert Cortina (coords.): *Gestión del Paisaje. Manual de protección, gestión y ordenación del paisaje*. Barcelona: Ariel, pp.239-251.
- Zoido Naranjo, Florencio (2008): El Convenio Europeo del Paisaje. En: Jaume Busquets y Albert Cortina (coords.): *Gestión del Paisaje*. Barcelona: Ariel, pp.299-315.
- [法令]
- Council of Europe (2000a): *European Landscape Convention*.
[<http://conventions.coe.int/Treaty/en/Treaties/Html/176.htm>] (最終アクセス日: 2010年11月15日)
- Council of Europe (2000b): *European Landscape Convention. Explanatory Report*.
[<http://conventions.coe.int/Treaty/en/Reports/Html/176.htm>] (最終アクセス日: 2010年11月15日)
- Generalitat de Catalunya (2005): *Llei 8/2005, de 8 de juny, de protecció, gestió i ordenació del paisatge*.
[<http://www.gencat.cat/diari/4407/05159143.htm>] (最終アクセス日: 2010年11月15日)
- Generalitat de Catalunya (2006): *Decret 343/2006, de 19 de setembre, pel qual es desenvolupa la Llei 8/2005, de 8 de juny, de protecció, gestió i ordenació del paisatge i es regulen els estudis i informes d'impacte i integració paisatgística*.
[<http://www.gencat.cat/diari/4723/06255087.htm>] (最終アクセス日: 2010年11月15日)
- [景観目録]
- Observatori del Paisatge (2008): *Catàleg de paisatge de les Terres de Lleida*.
[http://www.catpaisatge.net/cat/catalog_presentats_ter_lleida.php] (最終アクセス日: 2010年11月15日)
- Observatori del Paisatge (2010): *Catàleg de paisatge del Camp de Tarragona*.
[http://www.catpaisatge.net/cat/catalog_presentats_ct.php] (最終アクセス日: 2010年11月15日)
- Observatori del Paisatge (2010): *Catàleg de paisatge de les Terres de l'Ebre*.
[http://www.catpaisatge.net/cat/catalog_presentats_te.php] (最終アクセス日: 2010年11月15日)

資料1. 景観目録「テラス・ダ・レブラ」の目次

◆報告文書Ⅰ（総論）

- 第1章：導入
- 第2章：方法論
- 第3章：景観を構成する自然的要素
- 第4章：景観の歴史の変遷
- 第5章：現在の景観
- 第6章：景観の芸術的表現
- 第7章：景観における価値
- 第8章：景観を眺望できるルートと地点
- 第9章：現在の景観の動態
- 第10章：影響とリスク
- 第11章：景観の今後の推移予測
- 第12章：景観への影響評価
- 第13章：特別な注意が必要な景観
- 第14章：景観の質に関する目標
- 第15章：基準と方針
- 第16章：結論
- 第17章：関連文献

◆地図

- 01. 景観単位
- 02. 特別な注意が必要な景観
- 03. 可視性
- 04. 眺望点とルート
- 05. 自然・生態的価値
- 06. 美観的価値
- 07. 歴史的価値
- 08. 社会的価値
- 09. 生産的価値
- 10. 象徴的価値
- 11. 動態
- 12. 景観の質に関する目標

◆報告文書Ⅱ（景観単位編）

- 第1章：景観単位
- 第2章：景観単位の個票
 - U1：クステス・ダ・レブラ（Costers de l'Ebre）
 - U2：アルティブラ・ダ・ラ・テラ・アルタ（Altiplà de la Terra Alta）
 - U3：セラ・ダル・トゥルム（Serra del Tormo）
 - U4：リベラス・ダ・ラルガス（Riberes de l'Algars）
 - U5：セラス・ダ・パンドゥルス・カバイス（Serras de Pàndols-Cavalls）
 - U6：クベタ・ダ・ムラ（Cubeta de Mora）
 - U7：バシュ・プリウラト（Baix Priorat）
 - U8：セラ・ラ・リアバリア（Serra de Lleberia）
 - U9：バルフェマス（Barrufemas）
 - U10：ブルガンズ（Burgans）
 - U11：ムンタニャス・ダ・ティピサ・バンダリョス（Muntanyes de Tivissa-Vandellòs）
 - U12：セラス・ダ・カルド・ボシュ（Serres de Cardó-Boix）
 - U13：アルス・ポルツ（Els Ports）
 - U14：プラナ・ダル・バシュ・エブラ・ムンシア（Plana del Baix Ebre-Montsià）
 - U15：パイサチャ・フルビアル・ダ・レブラ（Paisatge fluvial de l'Ebre）
 - U16：バサンツ・ダ・ティベンチ・コイ・ダ・ラルバ（Vessants de Tivenys-Coll de l'Alba）
 - U17：リトラル・ダル・バシュ・エブラ（Litoral del Baix Ebre）
 - U18：セラス・ダ・ムンシア・ゴダイ（Serres de Montsià-Godall）
 - U19：デルタ・ダ・レブラ（Delta de l'Ebre）

出所：Observatori del Paisatge（2010）：Catàleg de paisatge de les Terres de l'Ebre.

資料2. 景観目録の個票（景観単位「リベラ・ダ・ラルガス」の事例）

[A: 基本情報, 景観の特徴・価値]

Riberes de l'Algars


COMARQUES:	Partany integrant a la comarca de la Terra Alta.	
SUPERFÍCIE DE LA UNITAT:	14.173,4 ha	
MUNICIPIS:	Aquesta unitat fa integrat diversos municipis: el terç occidental de Balaguer, la localitat de Caseres, la meitat nord-occidental d'horta de Sant Joan, i el terç nord d'Arnes.	



Figura 4.1. Fragment de mosaic agrari de secà de nou de la unitat, integrat en primer terme conreu de vinya, a l'esquerra de la carretera i conreu, mentre que en segon pla es veuen zones de muntanya, tall en el fons percent.

Tres distintius

- Paisatge modelat pels relleus terciaris i per l'acció de la zona hidrogràfica estructurada pel riu Algars, que fa de límit oest de la unitat i on hi passen els diversos barrancs i valls que descendeixen de les zones de Muddófer i dels Pissells, i que conjuntament li confereixen un aspecte de suaus ondulacions que es repeteixen al llarg i ample de l'altiplà.
- Al sud hi apareixen una plana, els Plans d'horta, intensament aprofitats per l'agricultura de secà, i on encara s'hi pot observar el tradicional paisatge de la litologia mediterrània amb conreus de cereals, vinya i olivera (i també ametller).
- Els barrancs i forats del sector nord de la unitat, generalment recoberts per a l'aprofitament agrícola amb conreus majoritàriament de vinya, que s'encastren en el relleu.
- Paisatge eminentment agroforestal, amb diversitat de conreus de secà on ressaltant hi ha pins protegint-se el conreu de la vinya adreçat a la Denominació d'Origen Terra Alta, tot i que hi ha sectors que mantenen la litologia mediterrània.
- Els nuclis urbans mantenen la seva fisonomia rural degut a l'acció dismuntada urbanística de la zona, que s'ha centrat en la rehabilitació i en la construcció de nous equipaments bàsics de baixos densitat.

Principals valors en el paisatge

- Espai d'Interès Natural de la Ribera de l'Algars que cobreix 60,4 ha considerades Reserva Natural Parcial.
- Escarpes que, en combinació amb els conreus, formen un corredor biològic entre el riu Mataranya i els Ports.
- El nucli d'Arnes (important conjunt ramaderista i un singular ajuntament).
- Els paisatges picassolers del nucli urbà d'horta de Sant Joan i els seus voltants.
- Horta de Sant Joan (amb un conjunt ramaderista al costat antic).
- Els marges de pedres seces, que ocupen gairebé tota la unitat.
- Església de la Transfiguració del Senyor (Algars).
- Perfil de la serra de Pissells.
- L'olivera Lo Parot (horta de Sant Joan).
- La Via Verda de la vall de Zallén.
- Mosaic de conreu d'Arnes.

[B: 象徴的な景観の写真]



Figura 4.2. Vist des de carretera d'horta de Sant Joan.



Figura 4.3. Ribera d'Algars.

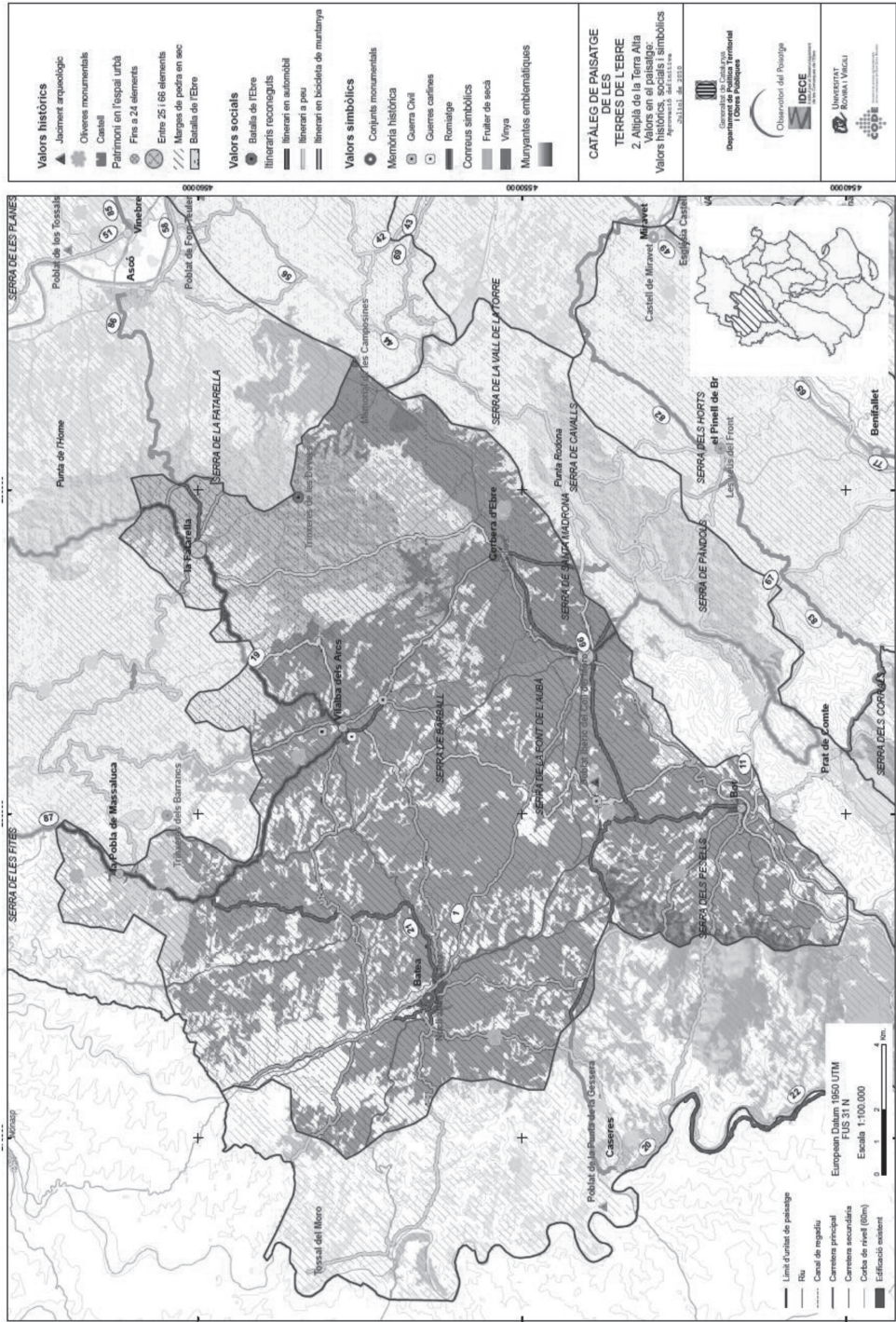


Figura 4.4. Vista des dels plans d'horta des de ribera de muntanya d'horta de Sant Joan.



Figura 4.5. Un exemplar d'olivera (secà en muntanya) creuat ramaderista de Catalunya, que s'identifica a secà conreu de vinya en aquestes zones.

資料 3. 景観価値の地図化（景観単位「アルティブラ・ダ・ラ・テラ・アルタ」の事例）



出所：Observatori del Paisatge (2010)：Catàleg de paisatge de les Terres de l'Ebre.